

仕様書番号：第30-28号
作成年月日：31. 2. 4

新町中河原宿舎浴槽交換工事

件名	新町中河原宿舎浴槽交換工事	図面番号	1 / 3
図面名称	表紙	縮尺	-----
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 工事件名：新町中河原宿舎浴槽交換工事

2 工事場所：群馬県高崎市新町1400-3 自衛隊中河原宿舎（5階建）
5戸（101号室、102号室、104号室、303号室、407号室）

3 工事概要：浴槽交換 一式

4 一般事項

(1) 本工事は、本仕様書による他下記仕様書及び関係法規・メーカー標準仕様を準拠する。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

(2) 図面と特記仕様書との内容に相違又は明記なき場合、疑いを生じた場合には、全て契約担当官・監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。

(3) 工事に際し、現場の納まり・取り合わせの為に位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更は、監督官の指示に従い施工するものとする。

(4) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり関係法令を遵守し行うものとする。

(5) 撤去等により発生する浴槽等の発生材は、監督官の指示する駐屯地内の集積場所へ搬入すること。

(6) 材料等は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。

型番・製造所等の記載がある場合は、当該記載事項同等品以上とする。

(7) すべての材料は、現場へ搬入後、検査を実施し合格したものを使用する。

(8) 工事写真はカラーサービス版、又は電子データ(jpeg)撮影とし、施工前・施工中・施工後、施工後隠蔽部・材料検収及び監督官の指示するものを役務用アルバムに整理の上、提出するものとする。

(9) 工事に必要な電気・水道等は、すべて請負業者が用意するものとする。ただし、試運転等の業務上必要となるものについてはその限りでない。

(10) 工事に関する提出書類・申請等は、全て官側の示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出するものとする。

(11) 本工事は、工事竣工後1年間を保障期間（瑕疵期間）とする。その間発生した不具合については、請負業者の責任により速やかに対処するものとする。

6 特記事項

(1) 図面及び仕様書等において明記なき事項であっても、技術上又は、工事の完了に必要な当然やるべき事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。

(2) 宿舎居室内への立入りは必ず官側もしくは入居者立会いのもと実施する。

また、建物・備品等に損傷を与えた場合は直ちに監督官へ報告するとともに早急に復旧を行う。

(3) 作業の際は、音及び振動に注意し、室内に粉塵等が飛散しないよう養生等の処置を実施する。

(4) 交換完了後、機能動作確認のため試運転及び給湯調整を実施すること。

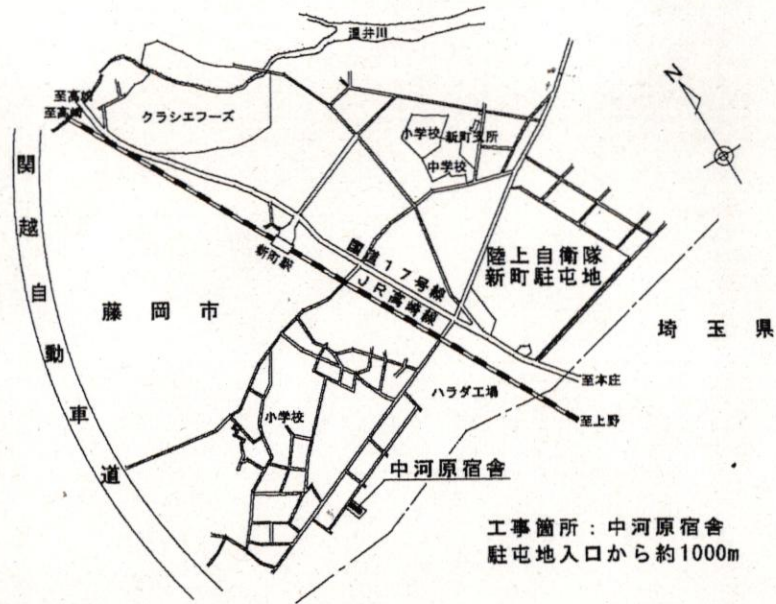
(5) 浴槽取替に伴う給湯・給水管との接続部消耗品については取替を実施する。

(6) 既設浴槽交換後、浴室の床部分について軽微な清掃を行う。

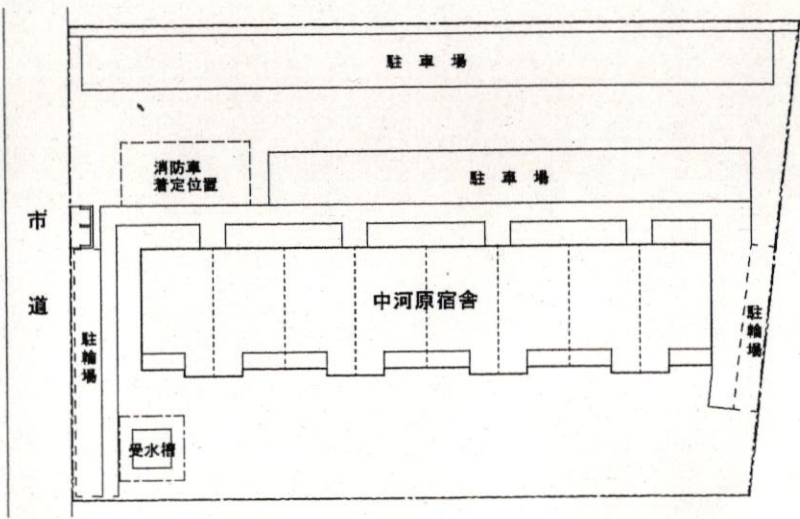
(7) 本工事における設備の規格は下表のとおりとする。

品 名	メーカー名	規 格	備 考
ポリ浴槽（P153）	TOTO	W1100×D685×H550	据え置きタイプ
風呂ふた	〃		組み合わせ蓋
追い炊き用循環金具	〃		交換部品はメーカー仕様による

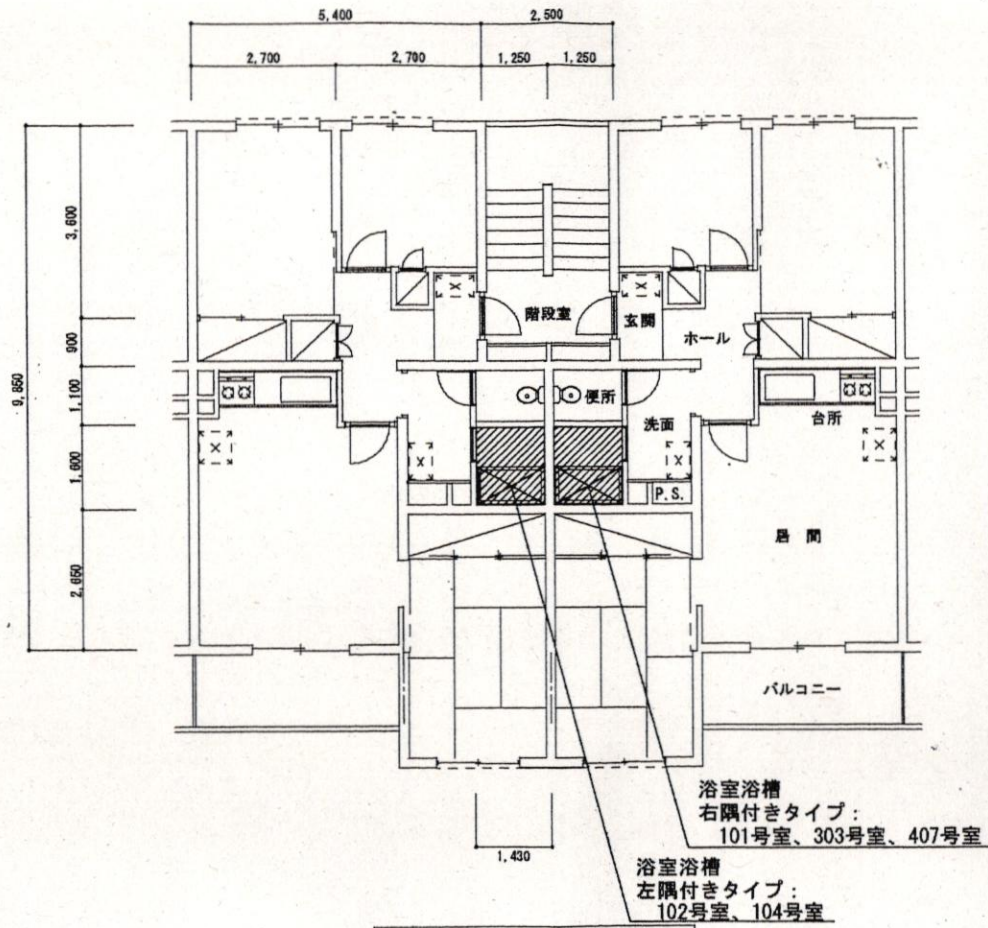
件 名	新町中河原宿舎浴槽交換工事	図面番号	2 / 3
図面名称	仕様書	縮 尺	図 示
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			



新町駐屯地・宿舎案内図 No SCALE



中河原宿舎配置図 1:400



中河原宿舎平面図 1:100

※排水口位置は現場合わせ

件名	新町中河原宿舎浴槽交換工事	図面番号	3 / 3
図面名称	案内図、配置図、宿舎平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			